

大網白里市契約に係る暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行を確保するため、本市契約から暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の介入を排除する措置について、法令等に特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(管轄警察署への照会)

第2条 市長は、警察以外の機関等から本市契約における競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）又は本市契約若しくは本市契約に関連する契約を締結し、若しくは締結しようとする者が別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報の提供を受けたときは、本市を管轄する警察署（以下「警察署」という。）に対して措置要件に該当するか否かについて照会するものとする。

(入札からの排除)

第3条 市長は、本市契約のために一般競争入札又は指名競争入札を行うに際し、契約を締結するまでの間に、入札参加資格を有するとされた者が措置要件のいずれかに該当するもの（以下「措置要件該当者」という。）であると認められるときは、その者の入札参加資格の取消し、指名の取消し又は落札決定の取消しの措置を行うものとする。

2 前項の規定は、措置要件該当者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「官公需適格組合」という。）についても適用する。

3 市長は、前各項の規定により入札参加資格の取消し、指名の取消し又は落札決定の取消しの措置を行ったときは、その旨を当該措置に係る相手方に対し遅滞なく通知するものとする。

(指名除外等)

第4条 市長は、有資格業者が措置要件該当者であると認められたときは、大網白里市建設工事等暴力団対策措置審査会の議を経て、別表に定める期間、当該有資格業者に対し指名除外の措置を行うものとする。

2 市長は、前項の措置に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合について、当該有資格業者と同一期間指名除外の措置を行うものとする。

3 市長は、第1項又は前項の規定により指名除外の措置を行ったときは、本市契約のために一般競争入札を行うに際し、当該措置に係る有資格業者の入札参加資格を認めてはならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により指名除外の措置を行ったときは、本市契約のために指名競争入札を行うに際し、当該措置に係る有資格業者を指名してはならない。

5 市長は、第1項又は第2項の規定による指名除外の期間中の有資格業者が、別表に定められた期間を経過し、かつ、措置要件に該当しないと認められるときは、当該有資格業者について指名除外の解除の措置を行うものとする。

6 市長は、第1項若しくは第2項の規定により指名除外の措置を行ったとき又は前項の規定により指名除外の解除の措置を行ったときは、その旨を当該措置に係る相手方に対し遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 市長は、次の各号に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

- (1) 前条第1項及び第2項の規定による指名除外の期間中の有資格業者
- (2) 有資格業者以外のもので措置要件該当者であると認められたもの
- (3) 前各号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合
(下請負の禁止)

第6条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部若しくは一部を下請(二次下請等を含む。)し、又は受託することを承諾しないものとする。

(各所属長への通知)

第7条 財政課長は、第4条第1項若しくは第2項の規定により指名除外の措置を行ったとき、又は同条第5項の規定により指名除外の解除の措置を行ったときは、その旨を各所属長に通知するものとする。また、有資格業者以外

のものが措置要件該当者であると認められたとき又は当該措置要件該当者が措置要件に該当しなくなったと認められたときも同様とする。

(本市契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第8条 市長は、本市契約の相手方（以下「受注業者」という。）又は下請業者が、暴力団又は暴力団員による本市契約の履行の妨害又は不当要求を受けたときは、受注業者に対し報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導するものとする。この場合において、市長は、当該本市契約の工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、受注業者の下請業者が、暴力団又は暴力団員による本市契約の履行の妨害又は不当要求を受けたときは、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう受注業者に指導を求めものとする。

(契約の解除)

第9条 市長は、受注業者（当該受注業者が共同企業体又は官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号に該当するときは、契約を解除し、第4条第1項又は第2項の規定による指名除外の措置を行うことができる。

(1) 措置要件該当者であると認められたとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が措置要件該当者であることを知りながら当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(3) 前号に該当する場合のほか、市長が措置要件該当者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。

(外郭団体等への協力要請)

第10条 市長は、第4条第1項若しくは第2項の規定により指名除外の措置を行ったとき若しくは同条第5項の規定により指名除外の解除の措置を行ったとき又は有資格業者以外のものが措置要件に該当すると認められたときは、本市の外郭団体（本市が出資又は継続的に人的、財政支援を行っている法人その他の団体をいう。）及び指定管理者に対して同様の措置を行うよう要請するものとする。

(関係機関への協力要請)

第11条 市長は、この要綱に基づく措置を実効性のあるものとするため、千葉県警察その他関係機関への積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第12条 市に大網白里市建設工事等暴力団対策措置審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、警察から提供された情報に基づき、指名除外の措置に関する事項その他本市契約からの暴力団等の介入の排除に関し必要な事項について審議を行う。

3 審査会は、警察署との密接な連携を図るものとする。

(審査会の組織等)

第13条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長とし、委員は、理事、秘書広報課長、総務課長、財政課長、安全対策課長、産業振興課長、建設課長、都市整備課長、下水道課長及びガス事業課長をもって充てる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、財政課長がその職務を代理する。

(会議)

第14条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

5 緊急その他やむを得ない理由により会議を開くことができない場合は、会長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、財政課で行う。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定については、この要綱の施行の日以降に締結する本市契約について適用し、同日前に締結した本市契約については、なお従前の例による。

(大網白里市建設工事等暴力団対策措置要綱の廃止)

- 2 大網白里市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年告示第28号）は、廃止する。

別表（第2条並びに第4条第1項及び第5項）

措 置 要 件	期 間
<p>1 法人等（個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者を、法人その他の団体である場合はその代表者、非常勤を含む役員、支配人、支店若しくは営業所を代表する者又はこれらに相当する職のものをいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月を経過し、かつ、 改善されたと認められる まで</p>
<p>2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月を経過し、かつ、 改善されたと認められる まで</p>
<p>3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月を経過し、かつ、 改善されたと認められる まで</p>
<p>4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月を経過し、かつ、 改善されたと認められる まで</p>
<p>5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4までに該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月を経過し、かつ、 改善されたと認められる まで</p>